

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第7級に該当するとして、障害等級第8級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は〇〇会社に勤務していたが、会社の駐車場横で雪のために滑って動かなくなった営業車を両手で押して動かそうとしたところ、足を滑らせて転倒し、右手首、背中、足、腰などを負傷した。負傷後、〇整形外科クリニックを受診し「右橈骨遠位端骨折後反射性交感神経性ジストロフィー」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

残存障害について、より上位の等級と認めるべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 右手関節の障害について、関節の可動域が健側の可動域角度の3/4以下に制限されていることから、「1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」（障害等級第12級の6）に該当する。
- (2) 右手示指・環指及び小指の近位指節間関節（PIP関節）の障害について、いずれも関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されていることから、「1手の母指以外の3の手指の用を廃したもの」（障害等級第9級の9）に該当する。
- (3) 反射性交感神経性ジストロフィー（以下「RSD」という。）を発症しているが、①関節拘縮、②骨の萎縮、③皮膚の変化のいずれの症状も健側と比較して明らかに認められることから、「通常の労務に服することはできるが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起るもの」（障害等級第12級の12）に該当する。
- (4) 神経系統の障害と関節の機能障害が残存する場合、いずれか上位の等級と認定するため、上記(2)と(3)の2つの障害は、上位等級である障害等級第9級の9となる。
- (5) 以上から、上記(1)と(4)の障害を併合し、障害等級第8級に該当するものと判断した。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 右手関節の障害について、関節の可動域が健側の可動域角度の3/4以下に制限されて

いることから、「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」（障害等級第 12 級の 6）に該当する。

イ 右前腕の回内・回外について、関節の可動域が健側の角度の可動域の 1 / 2 以下に制限されていることから、障害等級第 12 級に準ずる関節の障害に該当する。

ウ 手関節部の機能障害と前腕の回内・回外の可動域制限を残す場合、いずれか上位級で認定するため、上記アとイの 2 つの障害の程度は障害等級第 12 級相当となる。

エ RSD を発症しているが、①関節拘縮、②骨の萎縮、③皮膚の変化のいずれの症状も健側と比較して明らかに認められることから、「通常の労務に服することはできるが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起こるもの」（障害等級第 12 級の 12）に該当する。

オ 右手指の機能障害について、医師の意見により、右第 2 ～ 第 5 指の近位指節間関節の可動域が健側の 1 / 2 以下に制限されており、障害の程度は「1 手の母指以外の 4 の手指の用を廃したもの」（障害等級第 8 級の 4）に該当する。

カ 神経系統の障害と関節の機能障害が残存する場合、いずれか上位の等級と認定するため、上記エとオの 2 つの障害の程度は、上位等級である障害等級第 8 級となる。

(2) 結論

以上から、請求人の障害の程度は、①右手関節と前腕に障害等級第 12 級②神経系統の障害に障害等級第 8 級の障害が残存していると認められることから、併合の方法により障害等級第 7 級に該当するものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第 8 級に応じる障害補償給付を支給するとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。